

## 公益財団法人松山市スポーツ協会表彰等に関する規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、公益財団法人松山市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第1号の規定に基づき、スポーツ振興に貢献した個人及び団体並びにスポーツ界に優秀な成績を修め、功績顕著なものを表彰し、本市スポーツの伸展に資することを目的とする。

### (受彰の資格)

第2条 表彰は、次の各号に該当するもので、加盟団体、関係機関及び会長から推薦されたもの。

#### 1 功労者表彰

- (1) 永年にわたり協会発展のため功労のあったもの、または団体。
- (2) 本市内にあって、永年スポーツの普及振興につとめ、著しく功績のあったもの
- (3) 本会の役員として、特別な功績を残したもの。

#### 2 最優秀指導者表彰

本市内にあって、3の優秀指導者表彰受賞後、再度受賞に値するなど、特に顕著な成績を収めさせたもの。

#### 3 優秀指導者表彰

- (1) 当該年度の権威ある国際競技会、全国大会、全国障害者スポーツ大会、もしくは、これに類する大会において優秀な成績を収めさせたもの。
- (2) 本市内にあって、スポーツの指導に精励し、選手並びに団体の育成に著しく功績のあったもの。

#### 4 最優秀選手・団体表彰

本市内にあって、5(1)の基準に該当し、特に顕著な成績を収めたもの。

#### 5 優秀選手・団体表彰

- (1) 当該年度の権威ある国際競技会、全国大会、全国障害者スポーツ大会、もしくはこれに類する大会において優勝したもの、または、特に優秀な成績を収めたものまたは団体。
- (2) 永年競技に精進し、一般の模範と認められるものまたは団体。

### (選考並びに決定)

第3条 第2条により推薦されたものについては、総務委員会で選考し、理事会で決定する。

### (推薦方法)

第4条 第2条により該当するものがあるときは、別に定める推薦書により、毎年指定された期日までに会長に提出するものとする。

### (表 彰)

第5条 表彰は、会長が行うものとする。

2 前項の表彰には、副賞として記念品をそえることがある。

### (感 謝 状)

第6条 会長が必要と認めた場合は、感謝状を付与することがある。

### (そ の 他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、公益財団法人松山市体育協会の移行登記の日（平成24年7月4日）から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月4日から施行する。